

漁業信用基金協会の業務方法書に定める一被保証人についての保証の
金額の最高限度について

平成12年10月30日
12水漁第3217号
水産庁長官

最近の金融を巡る諸情勢の進展等に対処して中小漁業融資保証制度の運用改善を図るため、漁業信用基金協会業務方法書（例）第3条第1項ただし書に規定する被保証人が会員たる組合の組合員であって、その組合の出資金により保証を受ける場合の当該組合員についての保証の金額の最高限度について下記のとおりその基準を定めたので、御了知されたい。

記

- | | |
|-----------------------------|---------|
| 1. 全資金に係るその者の元本の保証残高の合計額 | 9,000万円 |
| 2. 一般資金に係るその者の元本の保証残高の合計額 | 3,000万円 |
| 3. 緊急融資資金に係るその者の元本の保証残高の合計額 | 1,000万円 |